

日邦産業株式会社グループ

化学物質管理基準

(改訂番号 : C)

(目次)

1. 目的	・・・	P. 1
2. 適用範囲	・・・	P. 1
3. 用語の定義	・・・	P. 1
4. 化学物質管理基準	・・・	P. 2
4-1. 指定含有禁止物質	・・・	P. 2, 4~9
4-2. 製造工程内使用禁止物質	・・・	P. 2, 10~12
5. お取引先様への依頼事項	・・・	P. 2
6. 化学物質管理基準の改訂について	・・・	P. 3
改訂履歴	・・・	P. 13

日邦産業株式会社

制定：2018年12月25日

改訂：2021年6月1日

1. 目的

日邦産業株式会社グループ（以下、「日邦グループ」という。）は、地球環境保護活動を進めており、その一環として、企業活動のあらゆる側面において、環境負荷の低減を推進しております。

本基準では、当社の調達品（材料、部品、製品、副資材及び包装材等）への含有が禁止されている化学物質（以下、「指定含有禁止物質」という。）、及び製造段階での使用が禁止される化学物質（以下、「製造工程内使用禁止物質」という。）を明確にし、日邦グループ内及びお取引先様へ周知することで、化学物質を適切に管理することを目的としております。

2. 適用範囲

当社が購入し、販売するすべての調達品と、それらの製造工程を適用範囲とします。

3. 用語の定義

No.	用語	定義
1	物質・化学物質	元素及びその有機及び無機化合物
2	混合物（調剤）	二つ以上の物質・化学物質を混合したもの
3	アーティクル（成形品）	部品、製品、完成品等（物質・化学物質、混合物以外のもの）
4	閾値	対象用途における均質材料ごとの含有許容値（濃度）
5	均質材料	機械的に異なる材料に分解できない材料
6	意図的添加	対象物に一定の性能を持たせるために、化学物質を使用（添加）すること
7	ppm	parts per million の略（百万分率）、例 1%=10,000ppm, 0.1%=1,000ppm
8	金属換算値	金属化合物の時、その金属のみの含有量に換算した数値
9	CAS No.	（アメリカ化学会発行の、Chemical Abstracts 誌で使用される）化学物質を特定するための番号
10	JAMP	アーティクルマネジメント推進協議会
11	GADSL	自動車に使用され法規制されている、または使用が好ましくない物質であり、情報開示を化学品業界と自動車業界間で合意された物質のリスト
12	IMDS	自動車を構成する部品の材料および含有物質情報を収集するためのシステム
13	JAPIA	日本自動車部品工業会
14	JAPIA シート	JAPIA によって作られた、含有化学物質情報を調査・伝達するシート
15	chemSHERPA	経産省主導で作成された、化学品・成形品が含有する化学物質情報を、下流ユーザーに、順次開示・伝達するための情報伝達システム
16	chemSHERPA-CI/AI	chem SHERPA によって作成された、化学品・成形品が含有する化学物質情報を、下流ユーザーに順次開示・伝達するための情報伝達シート
17	RoHS (EU)	電気電子機器に含まれる特定有害物質（現在は 10 種類）の使用制限に関する EU 指令
18	ELV (EU)	使用済自動車に関する EU 指令。使用済自動車が環境に与える負荷を低減する目的で 4 種の物質が管理対象になっている

19	REACH (EU)	化学物質の登録・評価・認可及び制限に関する EU 規則。認可対象物質、認可対象物質候補 (SVHC) 及び制限対象物質等に分類管理される
20	SCIP データベース (EU)	SVHC と定められた化学物質が、製品に使用される部品単位で 0.1wt% を超える含有がある場合に登録が義務付けられて EU のデータベース
21	安衛法、製造等禁止物質	労働安全衛生法 (日本) の略称。製造等禁止物質とは、「重度の健康障害を生じるもの」として規制された物質
22	化審法、第一種特定化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (日本) の略称。第一種特定化学物質とは「難分解であり高蓄積性を有しかつ長期毒性を有する化学物質」として規制された物質
23	オゾン層保護法	モントリオール議定書に基づき制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(日本) の略称。オゾン層破壊物質を規制している
24	土対法	土壤汚染対策法 (日本) の略称。人の健康に係る被害防止の目的から、特定有害物質による土壤汚染を規制している
25	大防法	大気汚染防止法 (日本) の略称。有害大気汚染物質 (ばい煙、粉じん、特定化学物質等) を、国民の健康保護の面から規制している

4. 化学物質管理基準

4-1. 指定含有禁止物質

- ・ 当社顧客の管理基準がある場合は、その管理基準を遵守してください。なお、顧客の管理基準には、含有禁止物質に加え、含有制限物質又は含有監視物質等も含まれることがありますので、それらの基準も遵守してください。
- ・ 顧客の管理基準がない場合は、表-1「日邦グループ 指定含有禁止物質管理基準」を遵守してください。なお、特別な対象 (用途) については、発生時に個別に当社から連絡いたします。

4-2. 製造工程内使用禁止物質

- ・ 条約、法規等で、禁止されている化学物質及び厳しく規制されている化学物質等を対象とします。なお、当社顧客の管理基準がある場合は、その管理基準を遵守してください。
- ・ 表-2「日邦グループ 製造工程内使用禁止物質リスト」をご参照ください。

5. お取引先様への依頼事項

5-1. 化学物質管理体制について

- ・ 基準書で対象としていない化学物質あるいは用途であっても、各国または地域の法規により、使用が禁止または制限されているものについては、それらの法規に従うようお願いします。
- ・ 当社顧客及び当社の化学物質管理基準を継続的に遵守していただくため、お取引先様自身で、必要に応じた化学物質管理体制の構築をお願いします。また、お取引先様の外注先や二次取引先にも化学物質管理基準を提供し、同様の管理体制の構築の指示をお願いします。
- ・ お取引先様の化学物質管理体制を確認するため、監査 (自主監査を含む) を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

5-2. 提出書類について

- ・ 禁止物質に関する不使用証明書、指定含有禁止物質の分析データ、あるいはサプライチェーンにおける情報伝達シート（例：IMDS、JAPIAシート、chemSHERPA-CI/AI）等の提出を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

6. 化学物質管理基準の改訂について

この基準で定める禁止物質は、毎年4月に見直しを行い、最新版を当社ホームページに掲載します。但し、国内外の法規制や業界、顧客動向により改訂を行う場合があります。

表-1「日邦グループ 指定含有禁止物質管理基準」(1/3)

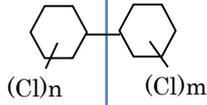
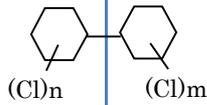
No.	含有禁止物質 注1)	関連法規制等					対象	閾値 (*は金属換算値です)	(参考)使用例	
		RoHS (EU)	ELV (EU)	REACH (EU)	安衛法 (日本)	化審法 (日本)				
1	カドミウム及びカドミウム化合物	*	*	*			以下を除く全て	意図的添加禁止且つ100ppm*以下 (均質材料中)	顔料、耐蝕表面处理、電気及び電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC用安定剤	
							包装材	意図的添加禁止且つカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計で100ppm*以下 (均質材料中)	顔料、塗料、PVC用安定剤	
							電池	発生時指定		
2	鉛及び鉛化合物	*	*	*			以下を除く全て	1,000ppm*以下 (均質材料中)	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRTガラスのX線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤	
							塩化ビニール(PVC)ケーブル	300ppm*以下 (表層被覆中)	顔料、塗料、PVC用安定剤、着色料	
							包装材	意図的添加禁止且つカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計で100ppm*以下 (均質材料中)	顔料、塗料、PVC用安定剤	
電池	発生時指定									
3	水銀及び水銀化合物	*	*	*			以下を除く全て	意図的添加禁止又は1,000ppm*以下 (均質材料中)	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐蝕剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理	
							包装材	意図的添加禁止且つカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計で100ppm*以下 (均質材料中)	顔料、塗料、PVC用安定剤	
							電池	発生時指定		
4	六価クロム化合物	*	*	*			以下を除く全て	1,000ppm*以下 (均質材料中)	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐蝕表面处理、染料	
							皮膚に接触する皮革製品	3ppm*以下 (均質材料中)	皮革製品の鞣し剤	
							包装材	意図的添加禁止且つカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計で100ppm*以下 (均質材料中)	顔料、塗料、PVC用安定剤	
5	ポリ塩化ビフェニル類 (PCBs)			*	*	*	全て	意図的添加禁止	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント	
6	ポリ塩化ナフタレン類 (PCNs) (塩素数3以上)						*	全て	意図的添加禁止	潤滑剤、塗料、プラスチック安定剤 (対炎性、耐水性)、絶縁材、難燃剤
7	ポリブロモビフェニル類 (PBBs)	*		*				全て	1,000ppm以下 (均質材料中)	難燃剤
8	ポリブロモジフェニルエーテル類 (PBDEs)	*		*		*		全て	意図的添加禁止且つ1,000ppm以下 (均質材料中)	難燃剤、塗料、接着剤
9	(有機スズ化合物) トリブチルスズ=オキシド (TBTO)			*		*		全て	意図的添加禁止且つ1,000ppm*以下 (均質材料中)	防腐剤、防カビ剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
10	石綿 (アスベスト)			*	*			全て	意図的添加禁止	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、断熱材
11	ペル(パー)フルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 又はその塩					*		全て	意図的添加禁止且つ1,000ppm以下 (部品中)	フィルムとプラスチックの帯電防止剤、繊維用撥水剤、撥油剤、防汚剤等
12	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)			*		*		全て	意図的添加禁止且つ1,000ppm以下 (部品中)	樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤等
13	フタル酸ビス (フタル酸ジ-2-エチルヘキシル) (DEHP)	*		*				全て	1,000ppm以下 (均質材料中)	軟質樹脂製品 (特にPVC)の可塑剤(ケーブル被覆材、床材、屋根材、ホース等)
14	フタル酸ブチルベンゼン(BBP)	*		*				全て	1,000ppm以下 (均質材料中)	PVC床材、合成皮革、印刷インク、接着剤、塗料、シーリング剤等
15	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	*		*				全て	1,000ppm以下 (均質材料中)	PVC部品、接着剤、塗料等

表-1「日邦グループ 指定含有禁止物質管理基準」(1/3)

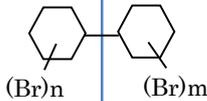
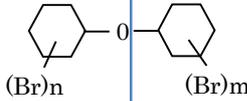
No.	含有禁止物質 注1)	関連法規制等					対象	閾値 (*は金属換算値です)	(参考)使用例
		RoHS (EU)	ELV (EU)	REACH (EU)	安衛法 (日本)	化審法 (日本)			
16	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	*		*			全て	1,000ppm 以下 (均質材料中)	PVC、ニトロセルロース等の可塑剤、接着剤、塗料等
17	特定ベンゾトリアゾール (2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-tert-ブチルフェノール)(uv-320)			*		*	全用途	意図的添加禁止	(紫外線吸収剤として)プラスチック、接着剤、塗料、印刷インク、パテ、コーキング、シール用充填剤等へ
18	特定多環芳香族炭化水素(PAHs)			*			皮膚又は口腔内に 接触するゴム・プラ スチック部品	1ppm 以下(部品中)	ゴム、可塑剤、プラスチックの着色顔料
19	短鎖型塩素化パラフィン類(SCCPs)(炭素 数 10~13)で塩素の含有量が48%をこえる もの			*		*	全用途	意図的添加禁止且つ 1,000ppm 以下 (部品中)	PVC用可塑剤、難燃剤、グリス、金属加工油
20	ジブチルスズ化合物(DBTs)			*			全用途	1,000ppm * 以下(部品中)	可塑剤、インキ、PVC用安定剤、シリコン樹脂・ウレタン樹脂用硬化触媒
21	三置換有機スズ化合物			*			全用途	意図的添加禁止且つ 1,000ppm * 以下(部 品中)	難燃剤、酸化防止剤、防腐剤、抗菌・抗カビ剤、塗料、顔料等
22	ポリ塩化ターフェニール類(PCTs)			*			全用途	意図的添加禁止且つ 50ppm 以下(均質材 料中)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント潤滑油等

注1) : 含有禁止物質の詳細については、添付資料-1)

指定含有禁止物質の詳細

No.		対象となる化学物質の代表例	CAS No.	化学式
1	カドミウム及びカドミウム化合物	カドミウム(金属カドミウム) カドミウム含有合金 酸化カドミウム 硫化カドミウム 塩化カドミウム 硫酸カドミウム 等	7440-43-9 — 1306-19-0 1306-23-6 10108-64-2 10124-36-4	Cd — CdO CdS CdCl ₂ CdSO ₄
2	鉛及び鉛化合物	鉛：金属鉛 鉛-錫合金 炭酸鉛 酸化鉛(Ⅳ) 硫化鉛(Ⅱ) 塩基性炭酸鉛 等	7439-92-1 — 598-63-0 1309-60-0 1314-87-0 1319-46-6	Pb (Pb-Sn) PbCO ₃ PbO ₂ PbS (PbCO ₃) ₂ Pb(OH) ₂
3	水銀及び水銀化合物	水銀：金属水銀 水銀合金：アマルガム 塩化第二水銀 酸化第二水銀 硝酸第二水銀 等	7439-97-6 — 33631-63-9 21908-53-2 10045-94-0	Hg — HgCl ₂ HgO Hg(NO ₃) ₂
4	六価クロム化合物	重クロム酸ナトリウム 三酸化クロム クロム酸カルシウム クロム酸カリウム クロム酸銅 クロム酸鉛(ピグメントイエロー34) 等	10588-01-9 1333-82-0 13765-19-0 7789-00-6 13548-42-0 1344-37-2	Na ₂ Cr ₂ O ₇ CrO ₃ CaCrO ₄ K ₂ CrO ₄ CuCrO ₄ PbCrO ₄
5	ポリ塩化ビフェニル類(PCBs)	〈ビフェニルの水素が、塩素で置換されたもの、理論的に209の異性体がある〉	1336-36-3	C ₁₂ H _{10-x} Cl _x (x=1~10)
				
6	ポリ塩化ナフタレン類(PCNs)(塩素数3以上)	〈ナフタレンの水素が、塩素で置換されたもの〉	70776-03-3	C ₁₀ H _{8-x} Cl _x
		〈例〉 ペンタクロロナフタレン(x=5)	1321-64-8	C ₁₀ H ₃ Cl ₅
				

指定含有禁止物質の詳細

No.		対象となる化学物質の代表例	CAS No.	化学式
7	ポリブロモビフェニル類 (PBBs)	(ビフェニルの水素が、臭素で置換されたもの、理論的に 209 の異性体がある)		$C_{12}H_{10-x}Br_x$ ($x=1\sim 10$)
				
		〈例〉 ファイヤーマスター FF-1	67774-32-7	
		2-ブロモビフェニル ($x=1$)	2052-07-5	$C_{12}H_9Br$
	デカブロモビフェニル ($x=10$)	13654-09-6	$C_{12}Br_{10}$	
8	ポリブロモジフェニルエーテル類 (PBDEs)	(酸化ジフェニルの水素が、臭素で置換されたもの、理論的に 209 の異性体がある)		$C_{12}H_{10-x}Br_xO$ ($x=1\sim 10$)
				
		〈例〉 ブロモジフェニルエーテル ($x=1$)	101-55-3	$C_{12}H_9BrO$
		デカブロモジフェニルエーテル ($x=10$)	1163-19-5	$C_{12}Br_{10}O$
9	(有機スズ化合物) トリブチルスズ=オキシド (TBT0)	トリブチルスズ=オキシド	56-35-9	$C_{24}H_{54}O_2Sn_2$
10	石綿 (アスベスト)	アスベスト (総称)	1332-21-4	—
		アクチノライト	77536-66-4	$Ca_2(Mg, Fe)_5Si_8O_{22}(OH)_2$
		クロシドライト 等	12001-28-4	$Na_2Fe_5(Si_8O_{22})(OH)_2$
11	ペル(パー)フルオロオクタン スルホン酸 (PF0s) 又はその塩	ペル(パー)フルオロオクタン スルホン酸塩 (PF0s)	—	$C_8F_{17}SO_3X$ (X =水酸基、金属塩、 ハロゲン化物、アミド 並びにポリマーを含む その他の誘導体)
		〈例〉 PF0s	1763-23-1	$C_8HF_{17}O_3S$
		ヘプタデカフルオロオクタン-1 -スルホン酸カリウム	2795-39-3	$C_8F_{17}KO_3S$

指定含有禁止物質の詳細

No.		対象となる化学物質の代表例	CAS No.	化学式
12	ヘキサブロモシクロドデカン類 (HBCDD)	ヘキサブロモシクロドデカン 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン β -ヘキサブロモシクロドデカン α -ヘキサブロモシクロドデカン γ -ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4 3194-55-6 134237-51-7 134237-50-6 134237-52-8	C ₁₂ H ₁₈ Br ₆
13	フタル酸ビス (フタル酸ジ-2-エチルヘキシル) (DEHP)		117-81-7	C ₂₄ H ₃₈ O ₄
14	フタル酸ブチルベンゼン (BBP)		84-74-2	C ₁₉ H ₂₀ O ₄
15	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)		85-68-7	C ₁₆ H ₂₂ O ₄
16	フタル酸ジイソブチル (DIBP)		84-69-5	C ₁₆ H ₂₂ O ₄
17	特定ベンゾトリアゾール (2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-tert-ブチルフェノール)-4, 6-tert-ブチルフェノール (uv-320)	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	C ₂₀ H ₂₅ N ₃ O
18	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	ベンゾ(a)ピレン (BaP) ベンゾ(e)ピレン (BeP) ベンゾ(a)アントラセン (BaA) クリセン (CHR) ベンゾ(b)フルオランテン (BbFA) ベンゾ(j)フルオランテン (BjFA) ベンゾ(k)フルオランテン (BkFA) ジベンゾ(a, h)アントラセン (DBahA)	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	C ₂₀ H ₁₂ C ₂₀ H ₁₂ C ₁₈ H ₁₂ C ₁₈ H ₁₂ C ₂₀ H ₁₂ C ₂₀ H ₁₂ C ₂₀ H ₁₂ C ₂₂ H ₁₄
19	短鎖型塩素化パラフィン類 (SCCPs) : 炭素数 10~13 で、塩素含有量が 48% を超えるもの	クロロアルカン C10-12 クロロアルカン C10-13	108171-26-2 85535-84-8	C ₁₀ H ₁₆ Cl ₆ -
20	ジブチルスズ化合物 (DBTs)	ジブチルスズ マレイン酸ジブチルスズ ジブチルスズジアセタート ジブチルスズジラウレート	1002-53-5 10192-92-4 1067-33-0 77-58-7	C ₈ H ₂₀ Sn - C ₁₂ H ₂₄ O ₄ Sn C ₃₂ H ₆₄ O ₄ Sn

21	三置換有機スズ化合物	トリフェニルスズ=N, N' -ジメチル ジチオカルバマート	1803-12-9	C21H21NS2Sn
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	C18H15FSn
22	ポリ塩化ターフェニール類 (PCTs)	ポリ塩化ターフェニール (全ての 異性体及び同族体)	61788-33-8	C18H14
		アロクロル 5442	12642-23-8	-

表-2 「日邦グループ 製造工程内使用禁止物質リスト」(1/3)

No.	使用禁止物質名	CAS No.	国内・法規制状況					用途(例)
			オゾン層保護法	土対法	大防法	安衛法	化審法	
1	クロロフルオロカーボン (CFC) 群	-	*					冷媒、発泡剤、洗浄剤
2	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 群・・・注1	-	*					冷媒、溶剤
3	ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) 群	-	*					消火剤
4	ハロン群	-	*					消火剤
5	四塩化炭素 (メタクレン)	56-23-5	*	*				溶剤
6	1.1.1-トリクロロエタン	71-55-6	*	*				洗浄剤
7	臭化メチル (プロモメタン)	74-83-9	*					土壌燻蒸材
8	ブロモクロロメタン	74-97-5	*					溶剤
9	トリクロロエチレン (トリクレン)	79-01-6		*				洗浄剤、脱脂剤
10	テトラクロロエチレン (パークレン)	127-18-4		*				溶剤、洗浄剤
11	1.2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	107-06-2		*				洗浄剤
12	1.1.2-トリクロロエタン	79-00-5		*				溶剤、抽出剤
13	1.1-ジクロロエチレン	75-35-4		*				樹脂原料、試薬
14	1.3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6		*				農薬(殺虫剤)
15	ジクロロメタン (塩化メチレン)	75-09-2		*				溶媒、溶剤、洗浄剤
16	1,2-ジクロロエチレン	156-59-2 540-59-0 156-60-5		*				溶剤、洗浄剤
17	ベンゼン	71-43-2		*				溶剤、合成原料
18	クロロエチレン	75-01-4		*				(塩ビ原材料)
(以下、安衛法の製造等禁止物質)								
19	①黄燐	-				*		肥料、農薬、殺虫剤
20	②ベンジジン及びその塩	-				*		染料、合成ゴム硬化剤
21	③4-アミノジフェニル及びその塩	-				*		(染料中間体)

表-2 「日邦グループ 製造工程内使用禁止物質リスト」(2/3)

No.	使用禁止物質名	CAS No.	国内・法規制状況					用途(例)
			オゾン層保護法	土対法	大防法	安衛法	化審法	
22	④石綿(アスベスト) 群	-			*	*		断熱材、充填剤、 建材、石綿織物
23	⑤4-ニトロジフェニル及びその塩	-				*		(染料中間体)
24	⑥ビス(クロロメチル) エーテル群	-				*		染料、顔料
25	⑦β-ナフチルアミン及びその塩	-				*		(染料中間体)
26	⑧ベンゼン含有ゴムのり (>5%)	-				*		—
27	⑨上記の②③⑤⑥⑦の物質を 1%以上 含む物質及び④を 0.1%以上含む物質	-				*		—
(以下、化審法の第一種特定化学物質)								
28	ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3					*	絶縁油、複写紙
29	ポリ塩化ナフタレン(塩素数2以上)	70776-03-3					*	溶剤、可塑剤、潤 滑油
30	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1					*	(有機合成原料)
31	アルドリン	309-00-2					*	農薬
32	ディルドリン	60-57-1					*	農薬
33	エンドリン	72-20-8					*	農薬
34	DDT	50-29-3					*	殺虫剤
35	クロルデン又はヘプタクロル	1024-57-3, 76-44-8 等					*	農薬、シロアリ駆 除剤
36	ビス(トリブチルスズ) =オキシド	56-35-9					*	漁網防汚剤、船底 塗料
37	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジア ミン	28726-30-9					*	ゴム老化防止剤
38	2,4,6-トリターシャリーブチルフェ ノール	732-26-3					*	酸化防止剤
39	トキサフェン	8001-35-2					*	殺虫剤
40	マイレックス	2385-85-5					*	難燃剤、殺虫剤
41	ケルセン又はジコホル	115-32-2					*	殺ダニ剤
42	ヘキサクロロー 1, 3-ブタジエン	87-68-3					*	溶媒
43	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6- ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7					*	接着剤、充填剤、 塗料、インク

表-2 「日邦グループ 製造工程内使用禁止物質リスト」(3/3)

No.	使用禁止物質名	CAS No.	国内・法規制状況					用途(例)
			オゾン層保護法	土対法	大防法	安衛法	化審法	
44	PFOS 又はその塩	1763-23-1, 29081-56-9 等					*	樹脂改質剤、メッキ薬
45	PFOSF	307-35-7					*	撥水撥油剤、界面活性剤
46	ペンタクロロベンゼン	608-93-5					*	農薬
47	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6					*	(リンデン副生物)
48	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7					*	(リンデン副生物)
49	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン	58-89-9					*	農薬
50	クロルデコン	143-50-0					*	農薬
51	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8					*	難燃剤
52	テトラブロモジフェニルエーテル	5436-43-1					*	難燃剤
53	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9					*	難燃剤
54	ヘキサブロモジフェニルエーテル	68631-49-2					*	難燃剤
55	ヘプタブロモジフェニルエーテル	446255-22-7					*	難燃剤
56	エンドスルファン又はベンゾエピン	115-29-7					*	農薬(殺虫剤)
57	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4					*	難燃剤
58	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	87-86-8, 131-52-2 等					*	殺菌剤
59	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が 10 から 13 で、塩素の含有量が 48%以上のもの)	18993-26-5, 36312-81-9 等					*	難燃剤、可塑剤
60	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5					*	難燃剤

注 1) 対象除外例： 密閉機器内の使用 (HCFC)

